

大分県デジタルコンテンツ産業振興協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「大分県デジタルコンテンツ産業振興協議会」(以下「本会」という)と称する。

(定義)

第2条 本事業におけるデジタルコンテンツは以下の定義とする。

パソコンやスマートフォン、インターネットなどのデジタル技術を使って企画・制作・配信・販売・運用されるゲーム、アニメ、映画、音楽、漫画、電子書籍などのコンテンツとする。

(目的)

第3条 本会は、大分県におけるデジタルコンテンツ産業の健全な発展および振興を図るとともに、関係機関・企業・団体間の連携強化と相互発展、会員相互の親睦を目的とする。

(活動)

第4条 本会の目的を達成するために次の活動を行う。

1. デジタルコンテンツ産業に関する情報収集および情報共有
2. 関係機関、企業・団体等とのネットワーク形成および連携促進
3. セミナー・交流会・研修等の開催
4. その他、本会の目的達成に必要な事業。

(運営主体)

第5条 本会は、大分県より委託を受けた事業者(以下「受託者」という。)が運営を担うものとする。

2 本会の運営に係る事務局は、受託者が設置する。

3 受託者は、県との事業委託契約期間に基づき年度ごとに変更される可能性がある。

第2章 会員

(構成)

第6条 本会の会員は以下のいずれかに該当する法人・団体とする。

1. 県内外のデジタルコンテンツ関連事業者(支社、支店含む)
2. 教育機関
3. 公的機関
4. 県内のデジタルコンテンツ分野に興味・関心のある企業

(入会)

第 7 条 本会への入会は、所定の様式により申請し、県の承認を受けるものとする。

2 個人会員の入会については県および事務局の承認を受けるものとする。

(退会)

第 8 条 会員は、任意に退会できるものとし、所定の様式を本会に提出するものとする。

2 会員が本会の名誉を著しく毀損した場合、または目的に反する行為があった場合には、県および受託者との協議により除名することができる。

第 3 章 会議

(開催)

第 9 条 会議の開催・運営については、事務局(受託者)がその調整・準備を担うものとする。

第 4 章 会費

(会費)

第 10 条 当面の間、会費は徴収しないものとする。ただし、将来の事業拡大や財源確保の必要性が生じた場合には、県および受託者の協議を経て、会費を徴収することができる。

第 5 章 附則

(規約の改廃)

第 11 条 本規約の改廃は、県および受託者の協議の上決定できるものとする。

(施行期日)

第 12 条 本規約は、令和 7 年 5 月 26 日から施行する。